

身体的拘束等適正化マニュアル 身体的拘束等の適正化のための指針

（施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方）第1条

・基本的考え方

本マニュアルは、障害者虐待防止法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、株式会社ブッソールが運営する児童発達支援・放課後等デイサービス多機能事業所 やんちゃkids東筑山形（以下「施設」という。）において、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされているため、原則身体拘束は行わないことや、不要な身体拘束を未然に防止するための体制及び、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、緊急やむを得ない場合の対応を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

・「身体拘束」とは

障がい者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況におくことを指し、結果として、その障がい者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為である。具体例としては以下の行為などが該当すると考えられる。

- (1) 他人への迷惑行為を防ぐために、体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (3) 施設側の理由で手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

・「緊急やむを得ない場合の対応」とは

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会にて検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・ご家族への説明のうえ同意を得て行うものとする。

- (1) 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束他の行動制限が一時的なものであること

（身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項）第2条

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体的拘束適正化検討委員会を設置します。但し、虐待防止委員会との一体的な運用とする。

1. 委員会の開催

- ・虐待防止委員会開催時に同時に開催する。
- ・必要時は随時開催するものとする。